RION CO., LTD.
最終更新日：2015年7月10日
リオン株式会社
代表取締役社長　清水健一
問合せ先：042-359-7830
証券コード：6823
http://www.rion.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は社会に奉仕し、安心と福祉に役立つ経営を旨としておりますが、様々なステークホルダーに対してどのような貢献をすべきかという観点から、コーポレート・ガバナンスの充実は非常に重要な課題であると認識しております。
今日、様々な局面で企業の社会的責任が問われておりますが、法令順守とリスク管理は、企業として実施しなければならない最低限の責務であります。当社はこれからも、経営の健全性を保ち、透明性を維持することを目的として、コーポレート・ガバナンスの充実に向かって、長期的かつ継続的な取り組みを続けてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
一般財団法人小林理学研究所	3,130,700	25.63
日本トラスティ・サービス信託銀行式会社（信託口）	935,800	7.66
リオン取引先持株会	550,800	4.51
株式会社みずほ銀行	490,000	4.01
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS	384,000	3.14
リオン従業員持株会	245,500	2.01
JP MORGAN CHASE BANK 385181	244,200	2.00
三井住友信託銀行株式会社	200,000	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	175,000	1.43
株式会社三井住友銀行	150,000	1.23

支配株主（親会社を除く）の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分　東京 第一部

決算期　3 月

業種　電気機器

直前事業年度末における（連結）従業員数　500人以上1000人未満

直前事業年度における（連結）売上高　100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数　10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山下　充康	他の会社の出身者							○	○			
築野　元則	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下　充康	○	社外取締役の山下充康氏は、一般財団法人小林理学研究所の理事長であり、当該研究所は、当社の株主(2015年3月末現在持株比率: 約25.6%)であります。同研究所は当社事業に関連性の深い音響物理学を中心とする共同研究など、継続的に複数の研究委託などの取引がありますが、一般取引先と同様の条件であり、特別な取引関係ではございません。	当社の事業内容がきわめて専門的であることから、音響物理学の基礎及び応用研究において国内外で高い評価を得ている一般財団法人小林理学研究所の理事長である山下充康氏を選任し、社内とは異なる客観的視点から、専門的知見に基づく監督・助言を頂くことにより、経営に関する監督機能の強化を図っております。 [独立役員に指定した理由] 同氏は当社の主要株主である一般財団法人小林理学研究所の理事長ですが、同氏個人と当社との間で特別な利害関係はありません。また、同研究所は当社との間に研究委託等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件であり、特記すべき取引関係ではないことから、一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を確保できると判断してお

			ります。
築野　元則	○	―――	築野元則氏は、築野食品工業株式会社プロジェクト開発室長及び築野開発株式会社の取締役副社長を兼任しております。同氏は、2015年3月に国際協力機構（JICA）を退職するまでに、海外経済協力基金（OECF）、国際協力銀行（JBIC）プロジェクト開発部評価室長、パリ首席駐在員などを経て、国際協力機構（JICA）ベトナム事務所長、関西国際センター所長などを歴任しております。グローバルな活動に携わったことによる豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社内とは異なる客観的視点を持って、適切な監督・助言を頂くことにより、経営に関する監督機能の強化を図っております。 [独立役員に指定した理由] 同氏及び築野食品工業株式会社並びに築野開発株式会社と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を確保できると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、各四半期及びおよび期末決算に係る監査終了時に、会計監査人から監査報告を受け、情報交換を行っているほか、必要に応じて会計監査人監査に監査役が立ち会うなど、有機的な連携を保つよう努めております。
また、内部監査部門である監査部から年度監査基本計画書の提出を受け、当該年度の監査方針、重点監査項目、監査部署等を確認し、内部監査の実施時には相互に連絡を取り合い、同監査に立ち会うこと等により、密接な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石谷　勉	弁護士													
佐久間　善弘	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石谷　勉	○	―――	石谷勉氏は弁護士であり、石谷法律事務所の所長を兼任しております。弁護士として、幅広い分野において高い見識を有しており、取締役会の意思決定への妥当性・適正性を確保するための助言提言を行っております。なお、同氏及び同事務所と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を確保できると判断しております。
佐久間　善弘	○	社外監査役の佐久間善弘氏と当社とは、2007年12月から2013年6月25日まで財務諸表等の開示書類の作成に関する支援および財務報告に関する内部統制に対する支援について非常勤で業務を委託しており、その報酬額については通常の取引先と同様の条件であり、妥当な金額であったと判断しております。	佐久間善弘氏は、公認会計士であり、佐久間公認会計士事務所の所長を兼任しております。公認会計士として、財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有し、取締役会の意思決定への妥当性・適正性を確保するための助言提言を行っております。同氏及び同事務所と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反の生じる恐れのない役員として独立性を確保できると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　実施していない

該当項目に関する補足説明

次項【取締役報酬関係】に記載の方針により、取締役の報酬を決定しておりますので、特段のインセンティブの付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、全取締役の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとし、ストックオプション、賞与、退職慰労金等の区分はしておりません。取締役(社外取締役を除く)の基本報酬の算定方法は、前年度の会社業績と本人の職務執行状況に連動しております。社外取締役及び監査役の基本報酬は、会社業績や本人の職務執行状況に関わりなく固定しております。

なお、取締役の報酬の限度額は、平成10年6月26日開催の第77期定時株主総会において年額2億5,000万円、また監査役の報酬の限度額は、平成4年6月19日開催の第71期定時株主総会において年額3,000万円と決議されております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、総務部総務課において、社外取締役及び社外監査役の活動をサポートしております。
情報伝達は総務部総務課が一元的に行っており、取締役会資料は事前配布を基本としております。又、議案の内容等により事前説明が必要な場合は、社外取締役に対しては事業支援本部長が、社外監査役に対しては社内監査役がそれぞれ説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、会社法並びに会社法施行規則に基づく監査役会設置会社であります。社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社形態を採用しております。
取締役会は、当社の規模を鑑み機動性を重視し、社外取締役2名を含む7名の体制をとっております。取締役会は月1回の定例取締役会の他に、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や、経営に関する原則事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。
また、取締役会への付議事項の事前審議及び取締役会の決定した基本方針に基づき、その業務執行方針・計画・重要な業務の実施等に関する協議機関として、常勤取締役及び執行役員で構成される経営会議を定期的に開催し、取締役会の機能を補完しております。また、迅速な意思決定と正確な情報把握のため、随時に取締役による会合を持つこととしております。
社外取締役は、取締役会における重要な業務執行に係る意思決定プロセス等において、当社の業務執行を行う経営陣から独立した中立的な立場から経営判断をしていただくために、高い見識と幅広い経験を有する方を選任するものとしております。
社外監査役は、取締役会などにおける重要な業務執行に係る意思決定プロセス等において、一般株主の利益に配慮した公平で公正な決定がなされるために、弁護士、公認会計士等の専門的知識や経験などを有する方を選任するものとしております。
社外取締役及び社外監査役候補者の選定に当たっては、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考に、当社との人的関係、資本的関係、または取引関係、その他利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立役員として、複数名確保することとしております。
取締役候補者は代表取締役社長が選定し、取締役会での承認を得た後、株主総会の決議により、取締役に選任しております。
執行役員は代表取締役社長が指名し、取締役会での承認を得て選任しております。執行役員は取締役会の権限委譲により業務執行を行います。
当社は、「内部統制に係る基本方針」に基づき、当社及び子会社におけるコンプライアンス及びリスク管理を推進するための体制、関連規則を定め、当社グループ全体へ継続的な教育と適正な監査を行っております。
さらに、当社で製造販売している製品の多くが、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」や「計量法」等による法的規制の対象であることから、社長直轄の品質・環境統括センターを設置し、品質マネジメントシステムを核とした法令順守体制と品質管理体制をとっております。
なお、当社は会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

(内部統制及びコーポレート・ガバナンスに係る組織体制に関する図を別途添付いたします。)

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社規模及び事業内容等の観点から、上記のコーポレート・ガバナンス体制のもとで迅速な意思決定と的確な職務執行を行っており、会計監査人及び監査部と連携した監査役会の経営監視体制も十分機能していると考えているため、本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の5日前（3営業日前）に発送いたしました。また、11日前（7営業日前）に東京証券取引所に開示し、当社のWEBページへの掲載を実施しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第94期定時株主総会：2015年6月24日 当社では、開かれた株主総会の実現を目指すことを目的に、従来から集中日前に株主総会を開催しております。今後も集中日を回避し、より多くの株主の意見が経営に反映できる体制を維持してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	開示方針（ディスクロージャー・ポリシー）を作成し、当社ホームページに掲載している。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	代表者による説明会を適宜開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算内容を迅速に伝えるため、アナリスト・機関投資家向け説明会を、第2四半期、本決算期の年2回、決算発表後できるだけ早い時期に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主への情報発信および投資家層の拡大をはかるため、ホームページに「IR情報」のページを設けております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名：事業支援本部　IR広報部 IR担当役員：常務取締役事業支援本部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では1. 顧客満足　2. 品質の向上　3. 環境保全　4. 法令順守　5. 反社会的勢力の排除を「行動規範」として明確に示し、すべてのステークホルダーに対する貢献が如何にあるべきか全ての役職員の指針としております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社はISO14001を基本とした環境マネジメントシステムを構築し、環境方針に基づいた環境活動を推進しております。年度の活動をまとめた環境報告書をホームページに掲載し、公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社はディスクロージャー・ポリシーを制定し、投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対し公平・正確・適時・適切な情報開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法第362条第4項第六号及び会社法施行規則第100条第１項並びに第3項の各号の定めに基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備並びに監査役の職務に関する事項として、“内部統制に係る基本方針”を取締役会決議により策定し、公表しております。
この“内部統制に係る基本方針”を実現するために、当社は、法令・社内標準等順守規定、リスク管理規定、内部通報規定等を整備、運用しております。また、企業活動における法令順守はもとより、一般に公正妥当と認められる社会的規範の順守を確保するために、企業理念、経営理念、企業グループ行動規範等を策定し、社員携帯用のしおりの配布や、イントラネットに掲載することによって、全社及びグループ各社に周知徹底を図っております。
“内部統制”とは、基本的に4つの目的(業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の順守、資産の保全)が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織の全ての者によって遂行されるプロセスであると認識しております。この4つの目的の内、財務報告の信頼性については、“財務報告に係る内部統制の基本方針及び水準”を定め、財務報告に係る内部統制規定や経理規定等を初めとする関連社内規定の整備・充実を図り、全社的な内部統制、決算・財務報告に係る全社的な内部統制、及び決算・財務報告プロセスを含む各業務プロセスについて、整備状況及び運用状況の有効性の評価を実施いたしております。また、今日におけるIT(情報技術)の重要性に鑑み、IT全般統制、IT業務処理統制に関する整備状況及び運用状況の有効性評価も実施しております。さらに、当社の企業グループに対しては、決算・財務報告プロセスも含めた全社的な内部統制の有効性評価を水平展開しております。
当社の内部統制の文書化は、“財務報告に係る内部統制の評価に関する実施要領”に基づき、“業務の流れ図”、“業務記述書”を各担当部署で作成するとともに、監査部で“リスクと統制の対応表(リスク・コントロール・マトリックス：RCM)”を作成しております。このリスク・アプローチに基づく対応により、有効性の評価結果で整備又は運用上の不備のほか、開示すべき重要な不備を見出した場合には、速やかに是正・改善処置を取ることとしております。
以上の内部統制に係る各事項を実効ならしめるために、当社では添付図“内部統制及びコーポレート・ガバナンスに係る組織体制”に示すとおりの内部統制体制を採っております。

（内部統制及びコーポレート・ガバナンスに係る組織体制に関する図を別途添付いたします。）

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を排除し一切の不当な要求を拒絶することを行動規範とし、また「反社会的勢力の排除に関する規定」を設けております。
新規の仕入先及び販売先と取引を開始する際には、外部の調査機関を活用して反社会的勢力と関係がないことを確認した上で取引を開始し、その後につきましても年1回、継続取引先については属性の確認を実施しており、ここにおいて反社会的勢力との関係が認められた取引先に対しては、当社より取引を停止できる旨を取引契約において定めております。
また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、管理関係部署の担当者を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。
排除・防止体制としては上記に加え、万一に備えて、所轄警察署の相談窓口との関係強化や総務部を中心とした管理関係部門による緊急体制の
構築を実施しており、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策に関しましては、単に経営者の視点に留まることなく、多くのステークホルダーの方々にとって、真の企業価値の向上につながるかどうかという視点が重要であると考えます。当社では、このような視点から買収防衛策の導入については、慎重に検討してまいる所存であります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の整備及び運用状況については下記のとおりです。
a. 適時開示体制の整備に向けた取組み
当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が、健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるよう社内体制の充実に努めております。
当社の開示情報の範囲は、法令及び東京証券取引所が規定する項目に加えて、投資者が当社の状況を正しく理解するために有用な情報を含むものとしております。
当社は「内部者取引防止管理規定」を制定し、内部情報の管理と併せて適時開示の重要性を全社に周知しております。また、全社横断的なメンバーで構成される適時開示推進委員会を設置し、社内情報の収集及び管理を行っております。適時開示推進委員会の構成は、事業支援本部長を委員長とし、各事業部をはじめ、事業支援本部及びR&Dセンターの主要部署の所属長をメンバーとしております。

b. 適時開示担当組織
・情報取扱責任者　事業支援本部長
・担当部署名　事業支援本部　IR広報部

c. 適時開示手続き
（概要を模式図として添付いたします。）

内部統制及びコーポレート・ガバナンスに係る組織体制

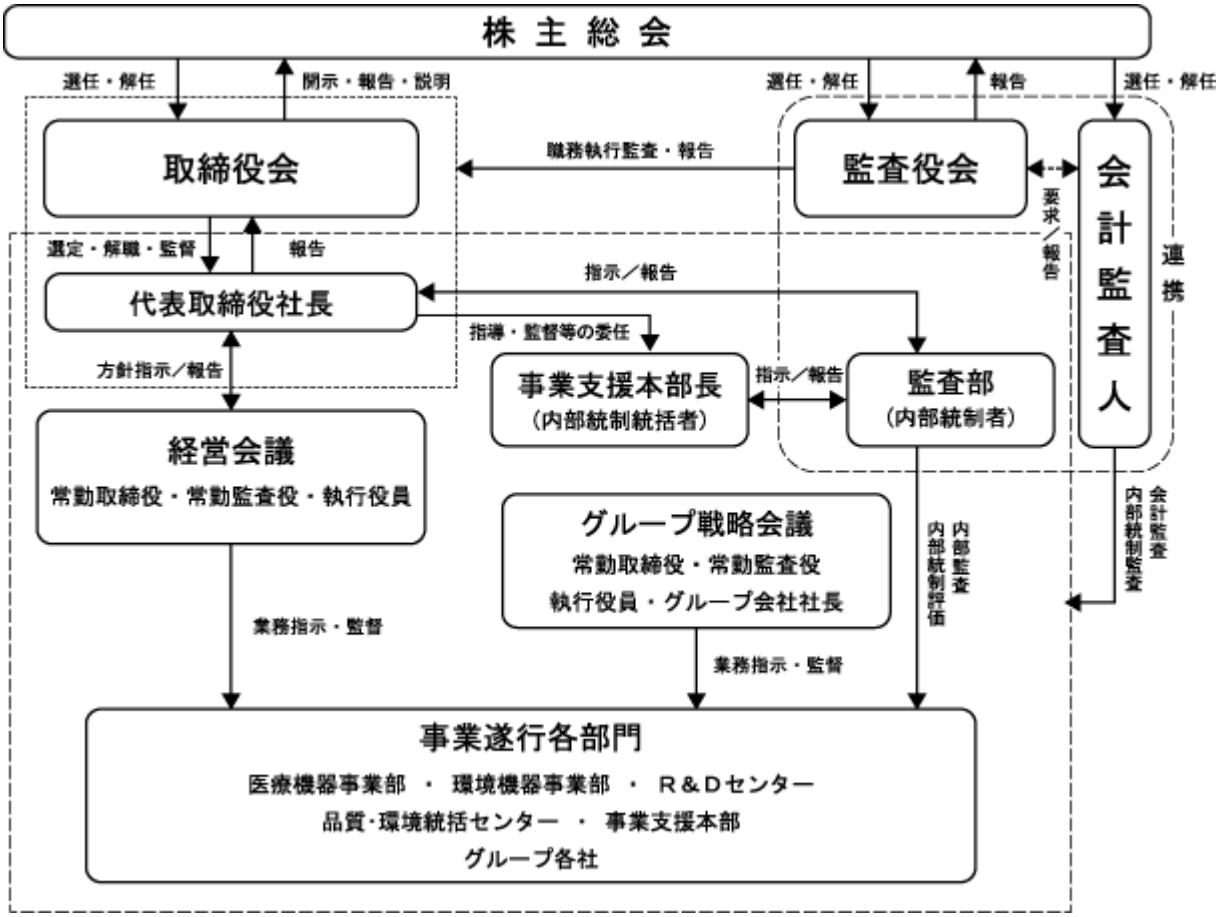

適時開示手続きの概要

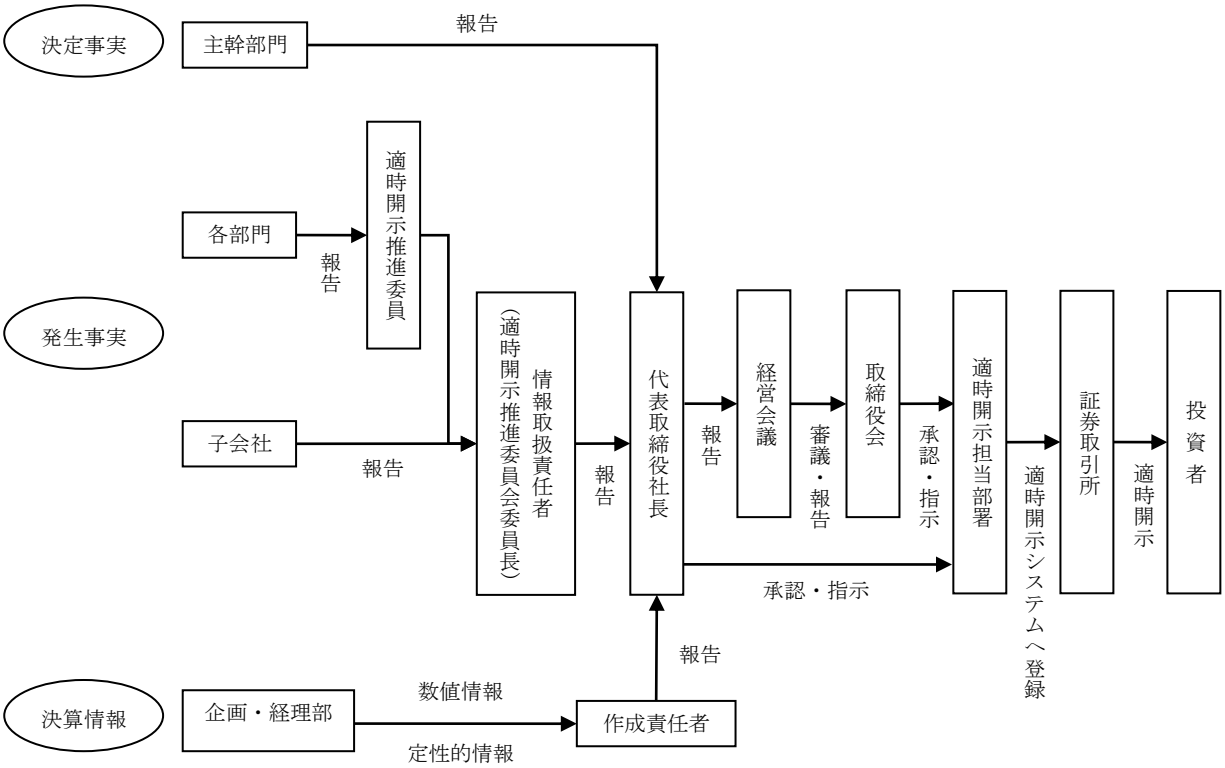
決定事実
主幹部門
報告
各部門
報告
適時開示推進委員
発生事実
子会社
報告
情報取扱責任者
（適時開示推進委員会委員長）
報告
代表取締役社長
報告
経営会議
審議・報告
取締役会
承認・指示
適時開示担当部署
適時開示システムへ登録
証券取引所
適時開示
投資者
承認・指示
報告
決算情報
企画・経理部
数値情報
定性的情報
作成責任者